

一五年戦争史研究と戦争責任問題

——南京事件を中心に——

吉 田 裕

はじめに

いわゆる教科書問題や靖国神社公式参拝問題、そして最近の藤尾文相発言に対する反応などに示されるように、一九八〇年代に入ってからのアジア諸国からの対日批判にはとりわけ厳しいものがある。そして、そこには、日本帝国主義による侵略の深い傷痕が未だに癒されていないという現実があるばかりでなく、アジアの中における現在の日本のあり方そのものに対する鋭い批判がその根底にあり、それが過去の対日関係を常に批判的に再認識させるという「構造」が存在しているように思われる。その意味ではこれらの批判は、現実の対日関係の中で不

断に再生産される性格を有しているのであって、時の経過とともに侵略の記憶が薄らいでゆくという性格のものでは決してないはずである。

にもかかわらず、問題の根幹をなす戦争責任問題一つをとっても我々日本人自身の歴史認識はきわめて曖昧であり、アジア諸国の民衆意識との間に大きな断層が存在し、なおかつそれが増々拡大しつつあるようにみえる。今、ここでは、いくつかの世論調査を手がかりにして、日本人の戦争責任認識を素描することから問題を始めてみることにしたい。

第一は、日中一五年戦争に対する日本人の歴史認識の問題である。例えば、一九七二年の日本世論調査会の世

論調査Ⅱ「対米・対中意識と内閣政党支持率」⁽¹⁾によれば、

「日本が中国と戦争したことについて、あなたはどうか
いますか」との問いに、「悪いことをしたと思う」Ⅱ二
六・四％、「自衛上当然だ」Ⅱ八・四％、「やむを得なか
った」Ⅱ四六・六％、「なんとも思わない」Ⅱ四・〇％、

「その他」Ⅱ〇・七％、「わからない・無回答」Ⅱ一三・
九％、という回答結果が得られている。すなわち、自衛
戦争だと強弁する者はさすがに少数であるとはいえ、戦
争の加害性を明確に認識する者も四分の一度にとどま
り、両者の間に、明確な加害者認識・帝国主義戦争認識
を持たない層が分厚く存在するという構図を読みとるこ
とができる。他の世論調査からも同様の傾向を確認す
ることができる。

このことと関連して興味深いのは、日中国交回復前の
一九七〇年に実施された毎日新聞社の世論調査Ⅱ「『中
国と中国人』全国世論調査」⁽²⁾である。これによれば、八
六％の者が国交の正常化を是認しているが、その理由は
次の通りである（複数回答）。「大きな市場をのがす」Ⅱ
四七％、「世界の大勢に遅れる」Ⅱ三一％、「戦争のケリ
がつかない」Ⅱ一五％、「攻めこまれる不安が多い」Ⅱ一

〇％、「共産主義に賛成」Ⅱ二％、「同文同種で隣国」Ⅱ
五〇％、「その他・無回答」Ⅱ四％。一見して明らか
のように、国交回復の原点である戦争責任問題ないし戦後
処理問題に対する認識が、きわめて希薄なことであら
めて驚かされる。

第二には、民衆レベルでの主体的な戦争責任認識の問
題である。安丸良夫が指摘しているように、敗戦直後の
日本の多くの民衆は、「戦争と敗戦にいたる過程を『ダ
マサレタ』という論理でとらえて納得した」のであり、
「そこには、戦争責任をみずからのものとする意識」が
完全に欠落させられていた。⁽³⁾そして、この意識構造は、
その後大きな変容をとげることもなく現在に至っている
のである。一九八二年にNHK放送世論調査所が実施し
た『日本人の平和観』調査⁽⁴⁾は、「一般国民の戦争責
任」についても問うているが、「一般の国民は、軍国主
義の教育や情報にだまされ、ひどい目にあった被害者で
あって、国民に責任はない」Ⅱ三六・三％、「あの戦争
は、日本の自衛とアジアの平和のためにやったものであ
って、軍国主義だとか、被害者だ加害者だというような
問題ではない」Ⅱ一七・六％、「その他」Ⅱ〇・五％、

「わからない、無回答」⁽¹⁾一六・一％に對して、「當時の国民は……少なくともアジアの人々に對しては、加害者である」と回答した者は、二九・五％にすぎない。

ところで、ここでの筆者の問題関心は、こうした戦争責任問題をめぐる曖昧な歴史意識の存在が、戦後歴史学のあり方とも、たとえ部分的ではあるにせよ、ある種の照応関係を有しているのではないか、という点にある。少なくとも、戦後歴史学が国民の歴史認識に對して固有の責任を担うことを常に宣言してきた以上、この問題での戦後歴史学そのものの再検討が不断に要請されることはいうまでもない。現在の筆者には、この課題に全面的にこたえるだけの充分な準備がないが、さしあたり本稿では、日本帝国主義による戦争犯罪の象徴的存在である南京事件（いわゆる南京大虐殺）の問題を中心にして、戦争責任論の視角から戦後における一五年戦争史研究にはらまれる諸問題について考察してみることにはしたい。なお、あわせて、南京事件研究の今後の課題についてもふれることにする。

一 南京事件をめぐる論争

戦時下、徹底した報道統制の下に置かれてきた日本国民が、南京事件の存在を知ることができたのは、敗戦後の一九四六年五月から一九四八年一月にかけて開廷された極東国際軍事裁判（東京裁判）の審理を通じてであった。法廷においては、日本の戦争犯罪を象徴する大事件であったために検察側の立証に對する弁護側の反証が注目されたが、「弁護側の『反撃』は、意外なほど淡泊であった⁽²⁾」。南京攻略戦の最高指揮官、松井石根大将の弁護人伊藤清によれば、弁護側は、「検察側の証拠は圧倒的であり、世界中にあまりにも悪評が高かった事件でもあり、……事実そのものの認否の事は一応に止め、方面軍司令官としてこのような不法行為の防止に出来るだけの努力をほらったこと、その部下に直接的責任の地位に在った軍司令官や師団長がいること、ゆえに松井被告に刑事責任まで負わせるべきではない、との方針をとった⁽³⁾」という。少なくとも東京裁判の段階では、検察側の立証に圧倒され、弁護側といえども事件の存在そのものを正面から否定することはできなかったということができる。ところが、戦後史の長い時の流れの中で、この事件の存在を事実上否定する潮流が成長してくることに

なるのである。

その直接のきっかけとなったのは、朝日新聞社の本多勝一記者が、一九七一年に『朝日新聞』紙上に連載したルポルタージュ⁽⁷⁾であった。本多記者は中華人民共和国での取材に基づいて、南京事件・平頂山事件・三光政策など、中国大陸における日本帝国主義の戦争犯罪の実態を追跡し、読者に大きな衝撃を与えたのである。これに対して、『諸君！』一九七二年四月号に『南京大虐殺』のまぼろし⁽⁸⁾を発表して南京事件の報道のされ方に疑問を呈したのがジャーナリストの鈴木明であった。以後、この鈴木論文を起爆剤として、事件の存在そのものを事実上否定する南京事件Ⅱ「まぼろし」説が一部のマスコミを媒体にして急速にひろがってゆく。同時に、こうした動きは、洞富雄、本多勝一、高崎隆治らの手厳しい反論をよびおこし、ここに南京事件をめぐる周知の論争が本格化することになったのである。しかし、その後この論争は、「まぼろし」派からの有効な反論のないままに推移し、論争としては、しだいに「下火」に向っていった⁽⁹⁾。

こうした中で、この論争が再燃するのは、一九八〇年代に入ってからのものであり、南京事件の存在そのもの

を事実上全面的に否定した田中正明の著書、『南京虐殺』の虚構⁽¹⁰⁾の出版前後から再び論争が活発化する。この時期に再び「まぼろし」派が擡頭してくる背景には、日本の「大国化」によって自信と自負を深めた民族主義者たちが、教科書問題に象徴されるアジアからの対日批判に対して敵愾心を肥大化させた事情を指摘することができるが、以後、論争は、『朝日新聞』や『サンケイ新聞』などの主要日刊紙までまきこんだ形で展開され現在に至っている。

しかしながら、この激しい論争にも、最近ではようやく新たな転機が訪れようとしている。その直接の契機となったのは、士官学校出身の旧陸軍将校の親睦団体である偕行社の最近の動向である。この偕行社の機関誌『偕行』は、一九八四年四月号から一九八五年二月号にかけて、畝本正巳の「証言による『南京戦史』」を一回にわたって連載し、南京の日本軍が基本的には「シロ」であることを「論証」しようとする努力を続けてきた。ところが、連載の過程で編集者の意に反して、捕虜などの虐殺を裏づける証言や記録がかなり出てきたばかりでなく、連載終了後の『偕行』一九八五年三月号は、編集部

名で「証言による南京戦史へその総括的考察」をいささか唐突とも思えるような形で掲載した。そしてその中で、虐殺・掠奪・暴行などの南京における日本軍の蛮行の事実を認め、「中国人民に深く詫びるしかない。まことに相すまぬ、むごいことであった」との立場を公にしたのである。

さらに、こうした変化に拍車をかけたのは、「まぼろし」派の中心的論客であった田中正明の資料改ざん事件であった。一九八五年一月二四日付『朝日新聞』、一月二五日付同紙、板倉由明「松井石根大将『陣中日記』改竄の怪⁽¹¹⁾」などで次々に報道されたように、この事件の内容は、田中正明がその編書に収録した松井大将の「支那事変日誌抜粋」および「陣中日誌」に、南京事件の存在を否定する方向で大幅な改ざんの手を加えていたというものである。その内容が内容だけに、この事件の発覚は、田中正明に代表される南京事件「完全」「まぼろし」派の退潮を一層促すものとなった、ということができよう。こうして現在の段階では、虐殺の規模と範囲に関する問題は別にして、南京事件の存在そのものを否定する議論は事実上成り立たなくなっており、従来、「ま

ぼろし」説の立場をとり続けてきたグループの中にも『偕行』に代表されるような明確な軌道修正の動きが現われてきたのである。また、板倉由明の最近の一連の論稿も同様の動きの中に位置づけることができる。

それでは、このような変化を促した要因は何であったのだろうか。第一には、ここ数年の間に、南京攻略戦に参加した旧軍関係者の記録や証言が次々に発掘・公表された事実である。それらは、兵士の従軍日記や証言に始まって中島今朝吾第一六師団長の日記にまで及ぶ広範囲なものであり、この結果、捕虜の集団虐殺などの局面がかなり明確になった。第二には、そうした新資料を基礎に、南京事件をめぐる激しい論争にも触発されながら、南京事件研究がここ数年の間に急速な進展をみせたことである。代表的なものとしては、本多勝一「南京への道」、藤原彰『南京大虐殺』、吉田裕『天皇の軍隊と南京事件』、洞富雄『南京大虐殺の証明』、秦郁彦『南京事件』、笠原十九司「南京大虐殺の全貌はなぜ報道されなかったか」などをあげることができるが、これら一連の研究によって事件の実態が多面的に明らかにされた。また、この間、中国側の研究書も日本国内で紹介されている。⁽²⁰⁾

こうした資料の発掘と研究の進展の中で、従来の「まぼろし」派も事件の存在そのものは事実上認めざるをえなくなっており、それが、すでにみたような「まぼろし」派の軌道修正となって現われているといえよう。その意味で、南京事件をめぐる論争は、明らかに新たな段階を迎えたのである。

しかし、他方で、多年にわたって南京事件の存在そのものを認めようとしないう非学問的な議論の横行を許し、未だに少なくない国民が事件の存在に疑惑の念をいだき続けているという事実は、戦後歴史学のあり方それ自体にも問題を投げかけてくるように思われるのである。

二 戦争責任問題と戦後歴史学

侵略戦争への根本的反省から出発した戦後歴史学は、日本の「近代化」過程そのものの中に内在する侵略戦争への構造的要因を政治・経済・社会・思想など様々な面から解明してきた。この「構造」分析の面における研究の進展には、確かに著しいものがあるということができよう。しかし、そこでの問題は、侵略戦争の最も醜惡な側面をなし、戦争責任問題の前提でもある戦争犯罪の実

態の解明が明らかに立ち遅れた事実である。南京事件に關しても、その真相の究明は、洞富雄の一連の業績を別にすれば、ごく最近まで、本多勝一などのジャーナリストによって中心的に担われてきた。江口圭一がきわめて率直に指摘したように、「日本軍が中国でなにをしたかという戦争史の第一義的な問題については、……むしろ関心は意外に希薄でさえあり、基礎的な事実すら把握されて」いない⁽²¹⁾、というのが歴史学界の現状であろう⁽²²⁾。

南京事件Ⅱ「まぼろし」説にしても、それがかなりの影響力を持ちえた一つの背景には、こうした歴史研究の側の立ち遅れがあったことは否定できないように思われる。例えば、鈴木明は、多くの歴史家は、「『侵略戦争がいかに人の心を荒廃させるか』といった抽象的な表現」で南京事件の背景を説明してきたとして、次のように論難している。

歴史を書いたり、説明したりする「専門家」は、本気で「侵略戦争で荒廃した心」が、あの「事件」を引き起したと思っているのか？ もし、昭和十二年に「荒廃した心」があつた事件を引き起したのなら、昭和十三年にも昭和十四年にも、もっと大規模な

「事件」が統括したはずである。しかし、少なくとももわれわれはそういう大規模な「事件」が起きたという⁽²³⁾ことは耳にしていけない。

筑波常治が的確に指摘しているように、日本軍将兵の蛮行を、「ただ機械的に『帝國主義戦争』にむすびつけるだけでは、客観的な効果という点で単なる体験談と大した違いがない。その間をつなぐ中間項が必要である」。そして、「帝國主義戦争という歴史的条件が、どういいういきさつをたどって一人の人間の意識・行動に結晶していったか。そのなかに、戦争の本質をとくカギがひそんでいる⁽²⁴⁾」にもかかわらず、そうした具体的な歴史分析が欠如していたために、鈴木のかなり単線的な批判が、それなりの説得力を持ってくるといふ事情が存在するよ^うに思われるのである。

それでは、こうした戦後歴史学の立ち遅れの背景には、どのような問題がひそんでいたのだろうか。第一にあげられるのは、戦後歴史学の中でも一貫して戦争責任の問題を追及してきたマルクス主義歴史学の「客観主義的性^格」の問題であり、そこにおける主体的な戦争責任論という問題関心の希薄さである。いうまでもなく、戦争犯

罪の実態の解明という作業は、不可避免的に権力機構の最末端においてその行為を直接に担った民衆自身の戦争協力、戦争支持という問題を浮かびあがらせる。にもかかわらず、この問題への正面からの取り組みを回避させた背景には、右に述べたマルクス主義歴史学の重大な欠陥があった。これについては、すでに荒井信一が、敗戦後のマルクス主義歴史学者の戦争責任論は、「支配階級の客観的な責任の追求、天皇制の戦争政策の暴露という、対象的な次元にかぎられてしまい、戦争責任論の主体的契機にはあまり、注意は、はらわれなかった」として次のように論じている。

そして、客観的な戦争原因論と、主体的な戦争責任論が、分離されなかった。別の言葉でいえば、戦争はだれがおこしたかという歴史認識の問題と、戦争に誰がいかなる責任をおうべきかという価値判断の問題が、同義的におきかえられるという理論的混乱が生じた。……そして、……人民の政治主体確立の方法として、戦争責任の問題が自覚されず、かつまたそれが現代史研究の方法として定着しなかったのは、……歴史学の問題としてはその客観主義的性

格にかかわる問題であった⁽²⁵⁾。

問題なのは、民衆自身の主体的な歴史意識形成のための方法としての戦争責任論、という荒井のこの重要な問題提起が、その後研究者の間でほとんど深められなかったことである。この点については後に荒井自身も、「全体として、主体的な戦争責任論が第二次世界大戦史研究の方法として、どう具体化できるのか、あるいはできないのかということについては、歴史学の側からの点検、総括はかならずしもおこなわれていない⁽²⁶⁾」と指摘している。こうして、主体的な戦争責任論との接点がないまま、戦後歴史学は基本的には現在に至っているのである。むしろ、そうした中において主体的な戦争責任の問題を正面から論じたのは、戦争協力という自らの「恥部」を大胆に摘出することによって戦争体験の思想化をはかろうとしたかつての兵士たちのグループであった。渡辺清は、まさにその典型である⁽²⁷⁾。

第二の問題は、おそらくは戦前の偏狭な愛国心に対する警戒もあって、戦後の歴史学が民衆のナショナルな感情ともいべきものから、無意識のうちにある距離をおこうとしたことである。この点については色川大吉が次

のように批判している。

日本人が太平洋戦争を語るとき、しばしば戦争否定の言葉のかけに、今なお秘められた感情として、民族的なものへの献身や勇敢だった戦死者たちへの熱い共感を湛えていることを見逃すことはできない。

私はこの心情を内側から理解し、汲みえなかったこれまでの進歩的な史学の叙述は落第であった⁽²⁸⁾と思う。

確かに色川のいうように、こうした欠陥のために戦後歴史学は、民衆の痛切な戦争体験やそこにおける民衆意識そのものを研究の対象にすえることをせず、また、民衆のあるがままの戦争体験を媒介として戦争責任論を構築するという方向性を持ちえなかったということができよう。この問題については、吉沢南も、「私は歴史研究者の一人として反省せざるをえないが、日本の戦後の歴史学は、『日本人』の民衆レベルの戦争体験を、研究の対象として真面目に位置付けてこなかったように思われ⁽²⁹⁾」と指摘している。

同時に、重要なのは、このナショナルな民衆感情から一定の距離を保ち、あるいはそれを迂回しようとする潜在的な意識が、すでに述べたマルクス主義歴史学の「客

観主義的性格」とも相まって、戦後歴史学と主体的な戦争責任論との接点を遮断する役割をも果たしたことである⁽³⁰⁾。ところで近年、おびただしい数の戦争体験記や戦記の類が出版されつつあるが、伊藤公雄はそうした現象についてふれて、次のように書いている。

沈黙していた「恥多き世代」が、少しづつ語りだし始めている。……そこには、マスコミの煽動以上の、何かより深い歴史の根柢さえ感じさせる。四〇年前の「強制された死」の時代から、今「自然な死」の接近を前に、かつての将兵たちは、過去の戦闘体験を、また死者のまなざしを「総括」しようとしている、と思われるのだ。⁽³¹⁾

確かに、そうした出版物は加害者としての側面を不問に付したり、単なる懐古趣味に終わる強い傾向性を有している。しかし、そこに、自らの戦争体験の持つ意味を「総括」しようとする種の渴望のようなものが強く感じられることも否定できない。むしろ、問題なのは、そうした「総括」の動きに架橋するだけの問題関心と方法論とを、戦後歴史学の側が有していなかったことなのではないだろうか。

第三には、民衆の主体的な戦争責任を問題にする場合の方法的困難さの一つとして、民衆の加害者としての側面と被害者としての側面をいかに統一的に把握するか、という問題が未解決のまま残されてきたことである。くり返し指摘されているように、戦後の日本社会においては、空襲体験、原爆体験、引揚体験などの被害者としての民衆像が語られることが多く、民衆の加害者としての側面が充分明らかにされているとはいいがたい状況にある。それだけに民衆の加害者としての側面を具体的に明らかにする作業は不可欠であるし、そのことを回避して自前の平和意識を培うのは不可能でさえある。

しかし、侵略戦争へ動員された民衆が被害者としての側面をあわせ持つのは事実であるし、民衆を加害者にしたてあげるような「状況」や「構造」が存在していることも否定できない。そして、この「状況」や「構造」を無視した加害者論は、過去の歴史に対する一方的な断罪や道徳的な悔悟の要求に終わりがかねないのである。この両者の側面を方法論的にいかに統一し、また具体的な歴史叙述の中に生かしてゆくのか。この問題は従来ほとんど検討されることなしに現在に至っているといえるだろう。

う。⁽³²⁾そして、この問題の検討はまた、民衆のあるがままの戦争体験をその全体性において把握し、そこにトータルの歴史的位置づけを与えるという先に述べた課題とも重なってくるように思われるのである。⁽³³⁾

三 南京事件研究の課題について

以上の論点をも念頭におきながら、最後に南京事件研究の今後の課題についてふれておくことにしたい。それは、すでに述べたように南京事件をめぐる周知の論争はようやく新たな段階を迎えつつあるが、この論争が日本人の歴史認識を矮小化する方向に誘導されてゆく可能性も少なくないからである。事実「まぼろし」派の軌道修正の背後には、南京事件を一時的な偶発事として処理した上で、論争を虐殺の規模Ⅱ中国側の被虐殺者数という「数の問題」だけに導いてゆこうという意図が感じられる。同時に、研究がようやく軌道に乗り出したとはいえず、歴史研究者の側からの取り組みの立ち遅れを反映して、南京事件の実態そのものにも未解明の部分が少なくない。それだけに、あらためて研究課題の整理を試みてみる必要があるだろう。

第一に、実証上の最大の問題は、やはり、事件の際の中国側被虐殺者数の正確な推計であろう。これに關しては、現在の研究段階では、「日本軍の南京占領によって、二〇万人をくだらない中国軍民の犠牲者が生じた」とする洞富雄の推計が最も有力であるように思われる。⁽³⁴⁾しかし、それにもかかわらず、畝本正巳の「虐殺の疑いのあるものは三千乃至六千内外」という推計、板倉由明の「いわゆる『虐殺』は、兵士〇・八万、一般人〇・五万、合計およそ一・三万人程度」とする推計など、洞推計とは著しくかけ離れた推計が存在するのも事実である。もちろん、この畝本・板倉推計には様々な方法的問題がはらまれているのであるが、ここでは今後の論争を生産的なものとするために、少なくとも「虐殺」の定義にかかわる、次の三点だけは確認しておく必要があるだろう。

一つには、いわゆる「便衣兵狩り」の位置づけの問題である。南京陥落後、戦闘意欲を完全に喪失した中国軍将兵は、武器と軍服を捨て、便衣（民間人の服）を身につけて、難民区内に潜伏した。日本軍は、これに対し、苛烈な掃蕩戦を実施し、「便衣兵」と認定した者を直ちに連行して大規模な集団処刑を行なった。同時にこの過

程で、多数の一般市民が「便衣兵」に誤認されて処刑されている。ところが田中正明や畝本正巳は、この「便衣兵狩り」を正規の戦闘行動とみなして、「不法殺害」にはあたらないと主張し、「虐殺」に区分しようとし³⁸⁾ない。また板倉由明の場合も、「便衣兵狩り」そのものを国際法違反とはせず、その中に一部の「不法殺害」があったことを認めているにすぎない³⁹⁾。

しかしながら、率直に言ってこれらの見解は、当時の国際法に対する無理解に基づくものである。第一に、本来、交戦法規に違反し国際法による保護の適用を受けな^いとされた「便衣兵」とは、武器を携行して敵対行動を行なう戦闘者のことを指すはずであって、武器を捨て抵抗する意志を失な^つて難民の中に逃げこんでいる非力な人々の群を「便衣兵」とするのは、「便衣兵」の本来の概念の不当な拡大解釈である。第二に、南京に本来の意味での「便衣兵」が仮に存在したとしても、南京で実際に行なわれた「便衣兵狩り」のやり方そのものが、国際法に明白に抵触していた。例えば、当時の代表的法学者、立作太郎は、ゲリラや「変装せる軍人」などにより行なわれる敵対行動を基本的には、「戦時重罪」(War

Crimes)にあたるとしながらも次のように論じている。凡そ戦時重罪人は、軍事裁判所又は其他の交戦国の任意に定むる裁判所に於て審問すべきものである。然れども全然審問を行はずして処罰を為すことは、現時の国際慣習法規上禁ぜらるる所と認めねばならぬ⁴⁰⁾。

また、全く同様に篠田治策も、「死刑に処するを原則とすべき」敵対行動の一つに、「便衣隊の如き者」をあげてはいるが、そこに次のような条件を付しているのである。

而して此等の犯罪者を処罰するには必ず軍事裁判に附して其の判決に依らざるべからず。何となれば、殺伐なる戦地に於いては動もすれば人命を軽んじ、惹いて良民に冤罪を蒙らしむることあるが為めである⁴¹⁾。

つまり、日本の侵略行動の法的正当化に終始した当時の法学界においてさえ、南京で実際に行なわれたような軍事裁判の手続きを省略した集団処刑⁴²⁾「便衣兵狩り」は違法であると認定されていた訳である。すなわち、南京における「便衣兵狩り」は、明らかに国際法違反の

「不法殺害」であって、「不法殺害」を「虐殺」に区分する以上、疑問の余地なく虐殺を構成するといわなければならない。

虐殺の定義にかかわる二つ目の問題は、投降捕虜の位置づけである。畝本正巳の前掲「証言による『南京戦史』(11)」の場合は、「集団投降捕虜、個別投降捕虜で收容後、殺された者」だけを「不法行為」に区分し、「個別的に投降したが、殺された者」を「準戦死者」扱いにしている。この点は、板倉由明の前掲「南京事件の数字的研究③」もほぼ同様の立場であり、また最近では秦郁彦が、「投降兵の殺害には戦闘の延長と見られる要素もあり」としつつ、「戦意を失い、武器を捨てて、集団または個人で投降した中国兵をその場で殺害した例」を「不法殺害」から除外しているのである。しかし、敵愾心のたかまる戦場で投降兵をその場で殺害してしまう事例が少なくないのは事実であるが、そのこととその殺害が「不法」であるか否かは全く別次元の問題である。そして法的レベルの問題でいえば、投降兵の殺害は、「兵器ヲ捨テ又ハ自衛ノ手段尺キテ降ヲ乞ヘル敵ヲ殺傷スルコト」を禁じた一九〇七年の「陸戦ノ法規慣例ニ関

スル条約」等に対する明白な侵犯行為であって、「不法殺害」を「虐殺」とみなす立場をとる以上、明らかに虐殺に分類されるべき性格のものである。これらの論者が国際法の規定を無視してまで、このような主張をくり返しているのは、率直に言って全く理解できない。

三つ目の問題は、畝本・板倉・秦のようにな、「不法殺害」だけを「虐殺」とみなす立場自体にも大きな問題がはらまれているという点である。第一に、当時の国際法には、植民地保有大国の利害などを反映して、ゲリラの保護規定の不充分さにみられるように国際人道法という観点からみた時、様々な不備が存在していた事実である。したがって、明文をもって禁じられている行為以外は全て正規の戦闘行動であって「合法的」殺害である、といわんばかりの主張はあまりにも単純な議論であるといわざるをえない。事実、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」にあっても、その前文には次のように謳われており、明文の規定がない場合でも、あくまで人道主義の立場に立って行動することをよびかけていたのである。

一層完備シタル戦争法規ニ関スル法典ノ制定セラ
ルルニ至ル迄ハ締約国ハ其ノ採用シタル条規ニ含マ

レザル場合ニ於テモ人民及交戦者ガ依然文明国ノ間ニ存立スルノ慣習、人道ノ法則及公共良心ノ要求ヨリ生ズル国際法ノ原則ノ保護及支配ノ下ニ立ツコトヲ確認スルヲ以テ適當ト認ム

南京攻略戦の場合にこのことが特に問題となるのは、藤原彰が指摘するように、この作戦が「完全な包圍殲滅戦」⁽⁴⁶⁾であったためである。この結果、中国軍部隊は急激に潰走し、組織的統制と戦意欲とを完全に喪失した中国軍将兵が、武器を捨て、時には武器を所持したまま、無力な群となつて南京城の内外を徘徊した。ところが日本軍はすでに戦鬪の帰趨が完全に決していたにもかかわらず、投降の勧告すらないまま、これらの中国軍将兵に襲いかかり、その大多数を殺害したのである。そうした日本軍の行動を正規の戦鬪行動とみなすのには、やはり大きな無理があり、その非人道的実態において虐殺に含めるべきであろう。⁽⁴⁷⁾

第二に、「不法殺害」だけを「虐殺」とする立場は、当時の国際法を絶対視することを意味する。大沼保昭が指摘するように、「ある時代の国際法から見て合法か否か」ということは、なんら判断の絶対的基準となるもので

はななく、既存の国際法自体が、「国際法による欧米列強の世界支配の正当化機能」という一つのイデオロギー性を有するという側面を忘れてはならない。⁽⁴⁸⁾にもかかわらず、国際法上の「不法」性という次元だけで虐殺を論じるのは大沼のいう「合法性信仰」に陥ち入っているものといわざるをえない。

以上、三点にわたつて虐殺の定義にかかわる問題をみてきたが、そうした議論を前提にした上で、被虐殺者数のより正確な推計が試みられなければならない。その場合に重要なことは、次の二つのアプローチを併用することであろう。その一つは、前掲『決定版 南京大虐殺』が試みているように、中国側の埋葬記録を基礎にして推計してゆくやり方である。この場合、紅卍字会や崇善堂などの中国側埋葬団体の活動状況を示す資料がさらに発掘される必要がある。もう一つは、洞富雄の前掲『南京大虐殺の証明』や秦郁彦の前掲『南京事件』⁽⁴⁹⁾がやはり試みているように、日本軍の個々の部隊の戦鬪詳報や戦記の類、将兵の証言や日記などをできる限り発掘し、その各々に記録された中国側犠牲者数を積み上げてゆくやり方である。この場合には、記録の重複に注意するととも

に、軍関係の資料をどれだけ多く収集し、それを批判的に検討できるかが鍵であろう。包括的な資料が残されている可能性が少ない以上、この二つの方法の併用によって、被虐殺者数のできる限り正確な推計にせまってゆく他ないと思う。

次に南京事件研究の課題の第二は、事件の背景を歴史具体的に把握することによって、この事件を惹き起させた諸要因を浮きぼりにすることである。そのことは、この事件が出先の一部の軍人が引き起こした偶発的な「不祥事」などではなく、ある意味では、日本の「近代化」そのものの産物であることを明らかにすることになるだろう。この課題については前掲『天皇の軍隊と南京事件』の中で、ごく簡単なスケッチを試みてみたが、おおよそ次のような問題群の存在を指摘することができよう。

① 南京事件の直接の前史としての上海攻略戦及び上海から南京への追撃戦の分析。この過程で南京事件を生み出すような土壌が、軍内部にいかに形成されていったかが問題となる。

② 帝国主義戦争としての日中戦争の歴史的性格が、日本軍將兵の意識や行動にどのような影響を及ぼし、

それをどのように特徴づけたのか、その具体的解明。これをどのように特徴づけたのか、その具体的解明。この場合、天皇制軍隊の確立期、大正デモクラシー期、満州事変期におけるその歴史的变化を踏まえた上で、日中戦争期の大量動員下での日本軍の軍紀の特質を明らかにする必要がある。

④ 「銃後」、すなわち日本国内の民衆状況の分析。ここでは、戦時下における民衆動員のあり方や報道統制・世論操作のあり方、この侵略戦争を支持した民衆の戦争観・国家観・中国観などが問題となる。さらに、前線の將兵の意識が「銃後」の民衆意識にどのような影響を及ぼし、それをどのように規定したのかという問題も重要である。

⑤ 現地軍幹部・軍中央部の責任の問題。この問題に關しては、彼らの戦争指導や作戦指導の特質、捕虜対策や一般住民対策の特質などを具体的に明らかにした上で、彼らが南京事件に対して直接・間接に負うべき責任を明確にする必要がある。

南京事件研究の第三の課題としては、日中戦争期の国際関係の中に、この事件をどのように位置づけるのか、

という問題があげられる。南京事件が大きな国際的反響をよんだことはよく知られているが、この事件への各国政府の対応はそれほど明らかではない。特に対抗と宥和の交錯する対日政策をとってきた米英両国政府がこの事件にどのように反応し、これをどう処理しようとしたのか。また、事件への国際的非難や米英両国政府の対応の仕方が、日本政府や軍中央にどのような影響を与えたのか。これら一連の問題の解明が必要不可欠であろう。

第四の課題としては、南京事件が戦後の日本社会の中で、どのような形で報道され、どのような形で受容されたのか、あるいは受容されなかったのか、という問題、いわば事件の「戦後史」とでもいふべき問題の分析である。この問題を重視したいのは、その報道のされ方、受容のされ方、反発と非受容のあり方の中に、戦後の日本人の国民意識の質が示されているように思われるからである。その意味では、南京事件の「戦後史」そのもの、戦争責任問題を考える上での恰好の研究対象をなしているのである。

以上、四点にわたって、南京事件研究の課題についてみてきた。今後さらに、この分野での研究が深められる

ことを期待したい。

おわりに

敗戦後まもない一九四八年七月七日、反骨の軍人として知られる堀場一雄は、自著『支那事変戦争指導史』の序に次のように書いた。

即破綻せる支那事変に省みる所無くんば、後世再び此の覆轍を踏まんことを虞る。後人が前人の勸戒を冒すこと事変中既に枚挙に遑あらず。民族の生命は無窮なり。願くは後世再び此の過誤無からんことを。……本書は高次なる日本自らの内省を主とし、他国の是非及国際慣行の比較は姑く措いて之を論ぜず。是自らを卑下するに非ず、又他国の非を是認するものにも非ず、専ら民族の生命を尊しとなす所以なり(傍点—引用者)。

強烈な民族主義の立場からではあるにせよ、そこには、日本民族の犯した誤まりを直視し、あの戦争から日本民族としての主体的な教訓を学びとろうとするひたむきな姿勢が感じられる。しかし、敗戦後四〇余年をへた今日、この国の保守主義者や民族主義者たちは、そうした真摯

な姿勢を完全に喪失してしまつたかのようにみえる。例えは、「新まぼろし」派の代表的論客である板倉由明は、「おんぶでつまみ食い」戦争を知らない坊やのタワゴト」というエキセントリックな見出しをつけた拙著に対する書評⁽⁸⁾の中で次のように居直っている。

戦争の狂気の中では、何処の軍隊も悪い事をする。天皇の軍隊も悪い事をした。しかし、天皇の、日本人の軍隊だけが世界に希な残酷な軍隊であつたと日本人が吹聴して回る必要はない。

ここにおいては、侵略者と被侵略者との区別が全く無視されているばかりではなく、日本人としての主体的な内省の契機が完全に欠落しているのである。そして、歴史に対する痛覚を欠いたこうした傲慢な議論の背景に、我々は、高度成長をへた今日の日本社会の内部で急速に成長しつづつある大国主義ナショナリズムの存在をみてとることができよう。その意味では、戦争責任問題への取り組みは、この大国主義ナショナリズムとの格闘の過程でもあり、我々が他民族との相互理解の上に生きようとする限り、依然として南京事件の問題は現代を生きる我々自身の問題なのである。

(1) 内閣総理大臣官房広報室編『世論調査年鑑(昭和48年版)』(大蔵省印刷局、一九七五年)所収。

(2) 同『世論調査年鑑(昭和45年版)』(大蔵省印刷局、一九七一年)所収。

(3) 安丸良夫『日本ナショナリズムの前夜』朝日新聞社、一九七七年、二一四頁。

(4) 内閣総理大臣官房広報室編『全国世論調査の現況(昭和58年版)』(大蔵省印刷局、一九八四年)所収。

(5) 児島襄『東京裁判(下)』中公新書、一九七一年、七四頁。

(6) 同右、七八頁。

(7) のち、本多勝一『中国の旅』(朝日新聞社、一九七二年)にまとめられる。

(8) のち、鈴木明『南京大虐殺』のまぼろし』(文芸春秋社、一九七三年)にまとめられる。

(9) この論争の経過に関しては、さしあたり、洞富雄『南京大虐殺―「まぼろし」化工作批判』(現代史出版会、一九七五年)、同『決定版 南京大虐殺』(現代史出版会、一九八二年)を参照。

(10) 田中正明『南京虐殺の虚構』日本教文社、一九八四年。

(11) 板倉由明『松井石根大将『陣中日記』改竄の怪』(歴史と人物)一九八五年冬号)。

(12) 田中正明編『松井石根大将の陣中日誌』芙蓉書房、一九八五年。

- (13) 板倉由明『南京大虐殺』の数字的研究』(『ゼンポウ』一九八四年三月号)、同「続『南京大虐殺』の数字的研究」(同右、一九八四年一〇月号)、同「南京事件の数字的研究」(同右、一九八五年四月号)等。
- (14) 本多勝一「南京への道①」(『朝日ジャーナル』一九八四年四月一三日号)、「〇月五日後」。
- (15) 藤原彰『南京大虐殺』岩波ブックレット、一九八五年。
- (16) 吉田裕『天皇の軍隊と南京事件』青木書店、一九八六年。
- (17) 洞富雄『南京大虐殺の証明』朝日新聞社、一九八六年。
- (18) 秦郁彦『南京事件』中公新書、一九八六年。
- (19) 笠原十九司「南京大虐殺の全貌はなぜ報道されなかったか」(1) (『歴史地理教育』一九八六年四月号)九月号)。
- (20) 南京市文史資料研究会編、加々美光行・姬田光義訳『証言・南京大虐殺』青木書店、一九八四年。高興祖著、牧野篤訳『南京大虐殺』日本教職員組合・国民教育研究所、一九八六年。
- (21) 江口圭一「十五年戦争史研究の課題」(『歴史学研究』一九八二年一二月号)。
- (22) ただし最近では、少しづつではあるが新しい研究成果が生まれつつある。例えば、江口圭一編著『資料日中戦争期阿片政策』(岩波書店、一九八五年)、栗屋憲太郎・吉見義明「毒ガス作戦の真実」(『世界』一九八五年九月号)、

- 岡部牧夫「日本軍の残虐行為をめぐって」(同上)等。また、東京裁判とのかかわりでは、栗屋憲太郎「東京裁判への道①」(『朝日ジャーナル』一九八四年一〇月一二日号)一九八五年四月一二日号)が注目に値する。
- (23) 前掲『南京大虐殺』のまぼろし、一四七頁。
- (24) 筑波常治「B C級戦犯と戦後思想」(思想の科学研究会編『共同研究日本占領』徳間書店、一九七二年)。
- (25) 荒井信一「危機意識と現代史」(山田宗陸他『現代の発見第六巻 戦後精神』春秋社、一九六〇年)。のち、荒井信一「現代史におけるアジア」(青木書店、一九七七年)に再録。また江口圭一は、大沼保昭『東京裁判から戦後責任の思想へ』の書評(『歴史学研究』一九八六年一月号)の中で、このような欠陥の背後にひそむ歴史研究者の心性について、次のように指摘している。「従前の歴史学研究では、民衆を歴史の推進力と把握することから、ともすれば民衆美化論におちいり、また民衆の戦争責任の追及は戦争指導者の免罪に連なるのではないかという政治的配慮から、民衆自身の戦争支持・協力の問題の解明を回避する傾向がみられた」。なお、マルクス主義歴史学のこうした欠陥に対して早くから鋭い批判を加えていたのは竹内好である。竹内の「中国人の抗戦意識と日本人の道德意識」(『知性』一九四九年五月号)を参照のこと。この竹内論文は、『竹内好評論集第一巻 新編現代中国論』(筑摩書房、一九六六年)などに再録されている。

(26) 荒井信一『第二次世界大戦』東京大学出版会、一九七三年、一四頁。

(27) 渡辺清は次のように論じている。「戦争に反対したものは、それを阻止できなかったことにおいて無能であった。また戦争に協力したものは協力したことにおいて無知であった。とすれば、無能は無能なりの、無知は無知なりの、癒やしがたい恥部をそれぞれかかえているはずである。それを僕らはアイマイな形ではなく、……大胆に摘出しなければならぬ。……そして、そのカードをみんなが正直に出し合うことによって、それぞれが戦争のどの部分、どの側面に責任を負うかということがかなり明確になるだろうし、また、それを媒体にして、戦争体験の思想化の作業も高い生産性が約束されるにちがいない」(渡辺清『私の天皇観』辺境社、一九八一年、八一頁)。なお、民族共同体・運命共同体としての国家という意識にとらわれすぎる傾向があるにせよ、自らの戦闘体験の持つ意味にこだわり続けた吉田満の戦争責任論も重要である。吉田満『戦中派の死生観』(文芸春秋社、一九八〇年)に収録された「一兵士の責任」は、彼の主体的な戦争責任論の一つの到達点を示している。

(28) 色川大吉『ある昭和史』中央公論社、一九七五年、一五八頁。

(29) 吉沢南『私たちの中のアジアの戦争』朝日新聞社、一九八六年、二四五頁。

(30) もちろん我々は、日本人のナシヨナルな感情の中にはらまれる特有のバイアスを忘れてはならない。大岡昇平の『ながい旅』(新潮社、一九八二年)は、岡田資陸軍中將を主人公にした作品である。岡田はB C級戦犯裁判で米軍機搭乗員殺害事件の責任を問われて処刑された人物であるが、法廷では部下の罪を全て一身に引き受け、米軍の本土無差別爆撃を国際法に違反する行為であるとしてその責任を追及したことで知られる気骨の軍人でもあった。しかしながら、大岡が岡田に与えた高い評価の背景には、明らかに大岡自身の、いささかバランスを失ったナシヨナルな感情のたかまりが読みとれるのであり、それが岡田の評価を一面的なものにしてしている。例えば、前掲「毒ガス作戦の真実」がすでに指摘しているように、岡田は、中国戦線で何のためらいもなく国際違反の毒ガス作戦を指揮した高級軍人の一人であった。また大岡は、「軍人は上級になるほど政治的になり、ずるくなるが、軍司令官クラスには立派な人物がいる」として、レイテ戦を指揮した鈴木宗作第三五軍司令官の名をあげているが、彼は第二五軍の参謀長として一九四二年のシンガポールにおける華僑虐殺事件の当事者の一人でもある。このように、そこには、対米戦のかかわりの中におけるナシヨナルな感情の噴出が中国問題を欠落させるといふ意識構造が存在しているように思われるのである。あるいは、対中国戦争に対する「罪」の意識が対米戦におけるナシヨナルな感情のたかまりによって眠りこま

される、ともいえるかもしれない。

- (31) 伊藤公雄「戦中派世代と戦友会」(高橋三郎編著『共同研究・戦友会』田畑書店、一九八三年)。
- (32) 日本平和学会の一九八五年秋季研究大会においても、この加害者・被害者論が論争の的となったが、この論争に加わった山口定と坂本義和の各々の総括は、この問題の方法的な困難さをよく示している。『日本平和学会ニューズレター』第六巻第五号(一九八六年)に収録された、山口定「私が言ったこと、言いたかったこと」、坂本義和「平和研究の課題とその現代的な意味」を参照。
- (33) この点で、吉沢南の前掲書、『私たちのアジアの戦争』は、そうした課題に歴史研究者が正面から取り組んだ意欲作である。吉沢はこの本の中で、「アジアの戦争を拒否しえなかった日本民衆の弱さ」や加害の実相を追跡するとともに、自らの戦争体験を通じて日本の民衆が、「アジアの民衆との共生を志向する方向性」を「原初的」に育ててきたことを明らかにしようとしている。
- (34) 前掲『決定版 南京大虐殺』、一四五頁。ただし、この推定値には中国軍戦死者数が含まれている。
- (35) 前掲『天皇の軍隊と南京事件』、一五九〜一六三頁、を参照。
- (36) 前掲「証言による南京戦史へその総括的考察」。
- (37) 前掲「南京事件の数字的研究③」。
- (38) 前掲『南京虐殺』の虚構』、一八九〜一九〇頁、前掲

「証言による『南京戦史』(11)」。

- (39) 前掲「南京事件の数字的研究③」。
- (40) 立作太郎『戦時国際法論』日本評論社、一九三一年、四九頁。
- (41) 篠田治策「北支事変と陸戦法規」(『外交時報』第七八号、一九三七年)。
- (42) 松田竹男「戦争違法化と日本」(『国際法外交雑誌』第七九巻第五号、一九八〇年)参照。
- (43) 南京における「便衣兵狩り」の実態については、前掲『天皇の軍隊と南京事件』を参照。
- (44) 前掲『南京事件』、一八七〜二〇五頁。
- (45) なお、軍中央部自身が投降捕虜の殺害を事実上黙認していた事実注目する必要がある。例えば、海軍省軍務局長・軍令部第一部長が陸軍中央部とも協議の上、第三艦隊参謀長宛に発した通牒(一九三七年一月一日付軍務一機密第四〇九号)の次の一節には、明らかにそうしたニュアンスが感じられる。——「我権内に入りたる支那兵の取扱に關しては対外關係を考慮し不法苛酷の非難の口実を与へざる様特に留意し、勤くとも俘虜として收容するものに付ては、國際法規に照し、我公明正大なる態度を中外に示すこと肝要なるに付き、現地事情之を許す限り概ね左記に依り処理せらるる様致度」(『極東國際軍事裁判速記録』第二一一号、五頁、傍点―引用者)。
- (46) 前掲『南京大虐殺』、六二頁。

- (47) 秦郁彦の場合は、「敗残兵の殺害」を「正規の戦闘行為」としながらも、「投降兵の殺害」との実態上の差が、「紙一重」であることを認めている(前掲『南京事件』、一八九頁)。したがって、「投降兵の殺害」が虐殺とみなされた場合、「敗残兵の殺害」も少なくとも虐殺と「紙一重」ということにならざるをえない。その意味で秦の見解には流動的な要素がはらまれており、論争を生産的なものにするためには、「投降兵の殺害」が「不法殺害」にあたらなるとする法的根拠が示されるべきであろう。
- (48) 大沼保昭『東京裁判から戦後責任の思想へ』有信堂、一九八五年、四一―四二頁。
- (49) 同書は、様々な新資料に基づいて南京事件の実態を明らかにした労作であるが、中国側の被虐殺者数を三・八―四・二万とするその推計には、大きな疑問を感じざるをえない。新書としての性格上、推定の資料的根拠が不明確なのはやむをえないとしても、すでに述べた虐殺の定義にかかわる問題以外にも次のような疑点を指摘することができ(i) 第九師団による掃蕩戦(「便衣兵狩り」)に関しては、その殲滅数七〇〇を全て「不法殺害」に計上しながら、他師団方面の掃蕩戦に関しては、その殲滅数の全てを「不法殺害」に計上してはいないように思われる点。(ii)

「スマイス調査」による一般市民の推定死者数を二・三万人に修正することの根拠。(iii) 「スマイス調査」を基礎にした一般市民の推定死者数に「不法殺害としての割引」率(二分の一ないし三分の一)をかけることの意味。「スマイス調査」は市街地では「軍事行動」による死者と「兵士の暴行」による死者、「拉致されたもの」(行方不明)を區別して推定しており、農村部に関しても、「死亡者の八七パーセントは暴行による死亡で、大半は兵士の故意の行為によるもの」(残りの一三%は病死者)としている。

(50) この点に関しては、橋川文三「日本近代史と戦争体験」(橋川文三他『現代の発見第二巻 戦争体験の意味』春秋社、一九五九年)の分析が示唆的である。

(51) 堀場一雄『支那事変戦争指導史』原書房、一九七三年、一頁(復刻原本Ⅱ一九六二年刊)。

(52) 『月曜評論』第七八五号、一九八六年。

本稿は昭和61年度文部省科学研究費一般研究B(代表者田中浩「戦後保守体制の成立と政治指導の特質」)の研究補助金をえて行なった研究成果の一部である。

(一橋大学専任講師)